

## 自殺者が続出し、幹部町職員 24 人が辞職する、もの言えぬ町 千代田町 その①

～「確認・糾弾」は「私的制裁」、「糾弾権はない」と断じた解同に不都合な判決～

人口約 1 万 900 人、町役場の職員約 100 人という山県郡千代田町。この小さな町で平成 2 年 9 月から平成 9 年 8 月までの 7 年の間に町幹部職員が連続的に 4 人自殺し、20 人以上の幹部職員らが退職するという前代未聞の事件がおこります。一人目の自殺者は平成 2 年の総務課長。2 人目の自殺者は平成 8 年に厚生課長。そしてその 1 年後の平成 9 年に建設課長と都市整備課長が自殺します。3・4 人目となる課長の自殺は、わずか 1 ヶ月の間に相次いでおこります。異常と言うほかない町役場の状況ですが、町長・助役、町議会議員も事実確認をするのがやっと。町職員も「もの言えぬ雰囲気」と口は重く、押し黙ったまま。「自殺の要因はいくつか考えられるがいま言えない」と、自殺の原因については沈黙してしまいます。唯一地元紙記者が『「もの言えぬ職場」の原因の一つに町の同和研修のあり方をめぐる指摘がある』と、同和問題に原因があることを指摘しています。実際、2 人目の犠牲者となる同町厚生課長が平成 8 年に自殺した際、解同県連千代田支部長が厚生課長の自殺や多くの町職員を中途退職に追い込んだことに関与していたことを認め、県連委員長名で「声明」を出しています。いったい「同和研修のあり方」にどんな問題があり、また解同千代田支部長が課長の自殺や多数の中途退職にどのような関与をしていたのでしょうか。

しかし、支部長の関与があったとしても住民の人権や安全を守らなければならない行政が、なぜ任用した職員の安全や命を守らず、このような深刻な事態を引き起こしたのでしょうか。「健康で豊かな田園文化都市づくりをめざして」をまちづくり基本構想のメインテーマに掲げる千代田町。「いのち・愛・人権」展を開催し、人を大切にする社会をつくることを求めているはずの千代田町でいったい何が起きていたのでしょうか。町が行う「同和研修のあり方」にどんな問題があるのでしょうか。

1 人目の自殺者が出る少し前、総務庁が設置した「地対協」(地域改善対策協議会)から同和問題の課題や今後の対策のあり方について示した「意見具申」や、同和問題解決に向けた「啓発のあり方」を示した「啓発推進指針」が出され、解同の「確認・糾弾」や行政の主体性の欠如が同和問題解決の著しい阻害要因であると指摘をします。しかしこの「意見具申」や「啓発推進指針」に解同が反発し、千代田町をはじめ県内の多くの市町村にこれらを批判する見解を出すよう迫り、「地対協」への抗議文の送付や「指針の返上」を要求します。

さらに「啓発推進指針」が出されたのと同じ頃、千代田町では、町内の小学校の PTA が行った同和研修会に参加した保護者の発言が差別発言であるとする事件が起こります。町長と教育長は事件の解決を「啓発推進指針」が示す方法に従わず、解同に提起し、解同の「確認・糾弾」闘争に委ねます。解同は保護者の仕事は警察官だったことから「県警幹部警察官差別事件」として糾弾闘争を大々的に展開します。当の千代田町も解同と「連携」して「真相報告集会」や町を挙げて「住民学習会」を開くなど、「意

見具申「啓発指針」を否定し、解同と連携する「研修会」を繰り返し開いていきます。

「県警幹部警察官差別事件」糾弾闘争、「啓発推進指針の返上」が千代田町にどのような影響を与えたのでしょうか。千代田町で連続的に起きた自殺や続出した中途退職者、これらの事件がおきた背景、真相を明らかにします。

【ファイル17】 解同千代田支部長が関与していた 2 人目の千代田町幹部職員の自殺

(平成8年6月22日 千代田町厚生課長 48才(町教委社会教育課課長(同和教育担当))

まず、解同千代田支部長が関与していたとする 2 人目の自殺者となる事件から取り上げましょう。

千代田町で 2 人目の犠牲者となったのは厚生課長です。平成 8 年 6 月 22 日、山中で首を吊って自殺しているところを発見されます。同町では平成 2 年 9 月にも総務課長が自殺し、それからの 5 年間で 24 人の管理職が中途退職しています。

千代田町は、広島県の北西部に位置し広島市からの中国横断道が中国自動車道とクロスするあたりの中国山地の山間に田園が広がる町です。こののどかで平穏に見える小さな町でわずか 5 年間に 2 人もの管理職の自殺者を出し、24人もの管理職が中途退職をしたのですからまさに異常です。町役場が荒れています。

事件に関与していたのは、解同千代田支部支部長の三宅某(54 才:平成 8 年現在)です。昭和 52 年に解同千代田支部を結成し、その時から支部長となり、解同県連の統制委員会から平成 8 年 12 月、「権利停止 3 年」の処分を受けるまでの 19 年間、千代田の支部長職と県連の役員職も歴任して務めています。県内に 5 つある「地協」のうちの「西部地協」の執行委員にもなっています。また千代田町では、解同千代田支部と、高教組、広教組、自治労で共闘会議(部落解放千代田共闘会議)を昭和 56 年に結成しますが、この共闘会議でも結成時からずっと「副議長」職を務めるなど、県北西部、千代田町における部落解放運動の重要職を担っていました。

厚生課長の自殺について「真相①」(同和利権の真相①)が取り上げて書いています。真相①では町職の肩書きが「町教委社会教育課課長(同和教育担当)」となっています。自殺を記した日時が同じなので同一人物です。小さな町役場なので課長職を兼務していたのでしょう。

≪社会教育課長(同和教育担当)の自殺には、直接、解放同盟千代田支部長が関与している。この支部長は、教育相談員の肩書きで教育委員会に嘱託として採用されていた。仕事は、町内での差別事件探しおよびその点検。その仕事ぶりがあまりにも横暴で、社会教育課長もプライドを傷つけられるような追及をさんざん受けてきた。その結果の自殺だった。同町では、職員の中から、過去 5 年間に 24 人の中途退職者、1人の自殺者を出しており、同和行政との関連が取りざたされているという。何人自殺者が出ようが、いっこうに自分たちの責任を認めない解放同盟だが、唯一、このケースだけは、支部長が関与していたことを認めている。解放同盟県連は96年(平成8年)12月、「差別事件において県連の糾弾闘争方針を逸脱し、部落解放運動の信用を著しく失墜させた」として、支部長を「権利停止3年」とする処分を発表した。同時に、これまで多くの町職員を中途退職に追い込んだことについても、同盟の責任を認めた。≫

差別事件の解決は、人類普遍の原理である基本的人権に関わる問題であり、その早急な解決は国

や地方自治体の責務であり、国民的課題ですが「差別事件探しおよびその点検」が町職員の仕事であるというのは驚きです。「点検」というのは糾弾ということでしょう。差別はなくさなければなりません。しかし、「差別事件探しおよびその点検」によって多数の町職員を中途退職に追い込んだのみならず、自殺者を出すという、基本的人権の侵害どころか命をも奪ってしまう取り返しのつかない事件を引き起こしています。「差別事件探しおよびその点検」という町の仕事は本当に正しいのでしょうか。

自殺や多数の中途退職者問題を解同千代田支部長個人の問題として終わらせる

小さな町役場で平成2年9月の総務課長の自殺に続きわずか5年の間に2人目の自殺者が出たことで、町民に不安が広がります。町議会は厚生課長の自殺を受けて「職場環境改善調査特別委員会」を設置します。議会は9月に町長に対し「自殺原因究明を求める申し入れ書」を提出します。

このような中、解同県連が9月14日、県連執行委員会で「千代田問題」について協議し、この問題についての県連の見解を明確にした文書を作成することと、千代田支部長の処分について統制委員会に付託している審議を進めていくことを決定します。

県連の統制委員会は12月21日、三宅千代田支部長に「権利停止3年」の処分を発表します。

「差別事件の取り組みにおいて県連の糾弾闘争方針を逸脱し、部落解放運動の信用を著しく失墜させた」というのが処分の理由です。

次いで12月24日には県連委員長名で「声明」を発表します。

「この事件によって多くの人々に対し、多大な被害を与え、広島県連の部落解放運動に対して不信感を持たせることとなったことについても、重大な責任を痛感するものである。」

「この事件に関連して、自分の意志に反して退職等に置かれた人々に対しては、本人の意志を尊重し、関係機関と協力しながら組織をあげて原状回復にとりくむ」(県版 1339 号)

と、解同県連が自殺や多くの職員を中途退職に追い込んだことについての責任を認めます。

しかし、「真相①」はこの声明を次のように批判します。

«「権利停止3年」という処分が、同盟員にとってどれほど重いものかは知らないが、亡くなった社会教育課長の遺族や中途退職を余儀なくされた町職員からすれば、何のなぐさめにもならないだろう。また、この支部長処分に関する県連委員長名の「声明」が同盟の機関紙「解放新聞広島県版」(97年1月15日付)に掲載されているが、そこには町民に対する謝罪の言葉は一言もない»

千代田町の町役場内では多くの人々を退職に追い込むなど多大な被害を与えただけでなく、自殺者を出すまでに至る重大な人権侵害事件がおきていたのです。しかし、それにもかかわらず「真相①」が指摘する通り、「声明」は町民に対して謝罪の言葉を一言も述べていません。

もう一つ問題なのは、自殺や多数の中途退職をした責任を、三宅支部長1人に負わせ、「権利停止3年」の処分、県連の「声明」の発表だけで終わらせたことです。「重大な責任を痛感するものである」と述べながら、なぜ、解同組織の問題として追及しないのでしょうか。解同が立てた糾弾闘争の方針にそって解同自身にもなぜおこなわないのでしょうか。

部落解放同盟は、全国水平社以来、闘争戦術の基本に糾弾闘争をおいて解放運動を行ってきました。そして解同が行う糾弾闘争は次のように展開すると述べています。

「差別事件は、差別した個人に原因があるように現象するが、実際には差別した個人を取り巻く家庭、地域社会、学校、職場、マスコミ等の影響がある。かかる認識に立ち、部落解放同盟の糾弾は、社会意識克服の立場で行われる。すなわち、糾弾は差別者個人への恨みつらみをぶっつけることではなく差別者に対する教育という観点からなされる。(略)差別者の教育・学習の場であると同時に、部落大衆及び事件関係者を教育・学習するという立場で行われるのである。」

「第二次世界大戦後の1951年10月、部落解放委員会第7回大会において、差別者が謝罪すればそれでよしとする傾向を批判し、差別者が社会的地位にある場合、その社会的責任を明らかにし、糾弾闘争を国民連帯の契機として取り上げ政治的に闘うべきであるとする方針が提起された。」

「部落解放同盟は差別事件に対し、これを個人的に処置するのではなく、組織的に対応し、事件によっては差別糾弾の場を設定して、差別事件の事実確認を行うとともに、これにもとづいて差別者に対する抗議と、差別者を含む関係者や関係行政機関に対する追求を行う。」

(「平成3年(ワ)第2637号 名誉侵害回復請求事件」(解同暴力糾明裁判 全解連ブックス PART I))  
の解同の訴状から引用。

解同の糾弾闘争の方針に立てば、三宅支部長の事件はどう見てもどう考えても支部長個人の処分  
で終わらせてはならないものです。糾弾を差別者だけでなく、部落大衆及び事件関係者の「教育・学習  
の場」とする方針を掲げ、何度も何度も相手が屈服するまで他の事件は糾弾闘争をしているのに、なぜ  
この事件はそれをしなかったのでしょうか。また解同は差別事件を起こした原因は個人にあるのではな  
く、個人を取り巻く家庭、地域社会、職場等の影響があるとの認識のもと糾弾を行い、組織に問題があ  
ると追及してきました。そうであればなぜ解放同盟県連、あるいは解同中央の組織の問題として追及し  
ないのでしょうか。三宅支部長は解同の要職を長年歴任し、部落解放運動を担ってきていました。部落  
解放運動の要職の地位にある三宅支部長が事件を起こしたのに、なぜ第7回大会の方針のとおり、三  
宅支部長が所属する解同千代田支部や解同県連の社会的責任を明らかにしなかったのでしょうか。  
「差別事件の取り組みにおいて県連の糾弾闘争方針を逸脱」していたとして、三宅支部長個人の責任に  
して処分していますが、そうであれば少なくともどのように県連の糾弾闘争方針を逸脱していたかを明  
らかにするべきでしょう。

差別事件の取り組みで県連の糾弾闘争方針を逸脱したとして三宅支部長にだけ責任を負わせる処  
分で事件を終わらせた理由は、後で明らかにしましょう。

## 1. 県警幹部警察官差別事件が起きるまで何があったのか

なぜ千代田町では連続的に4人の課長が自殺し、多数の町職員が中途退職したのでしょうか。時間  
を遡って自殺、多数の中途退職者がでる背景となるものを探っていきましょう。

まず解同が「県警幹部警察官差別事件」と呼んでいる事件が昭和62年2月に起きるのですが、それ  
まで同町でどんなことがおきていたのかを3つの視点から見えていきましょう。1つ目は、千代田町での解  
同と全解連との対立抗争やそれに対して町がとった対応です。多数の自殺者を出してしまう事件に関  
連する背景を明らかにしましょう。2つ目は、解同が起こしていた糾弾闘争に対して司法が下した判決  
です。解同が各地で「差別だ」と糾弾闘争していた事件に対し、解同の糾弾闘争を「差別ではない」「暴

力事件だ」と全解連や共産党が訴訟を起こしていましたが、この時期に次々と判決が下されます。解同は「糾弾権」を主張して正当性を訴えていましたが、いずれも司法は解同に厳しい判決を下します。どのような判決が下されたのでしょうか。3つ目は、解同の闘争を「行き過ぎた活動」と否定する「意見具申」「部会報告」を地対協が出したことです。地対協が解同の「確認・糾弾」や運動団体間での抗争を同和問題の解決を阻害する問題として指摘します。これら「意見具申」「部会報告」が指摘した内容と、これに対して解同はどのような対応をしたのか明らかにしましょう。

## 2. 千代田町での全解連と解同の抗争

① まず1つ目の千代田町での解同と全解連との対立抗争やそれに対して町がとった対応についてみていきましょう。

千代田町では昭和52年に解同千代田支部が結成されます。それまでは、部落出身の町民は全解連に所属していました。三宅支部長も全解連に所属して活動していましたが、この52年、全解連に所属していた他の多くの部落出身の町民とともに解同に加わることを決め、千代田支部を結成します。部落解放運動によって昭和40年8月に「同対審答申」、44年7月に「同和対策事業特別措置法」を勝ち取り、同和対策施策が始まりましたが、この頃から解同は共産党系の人々を排除し、自治体に対しては「窓口一本化」を強要し、同和対策事業を独占的に管理していきます。この頃から解同と全解連は、差別事件の解決の仕方、同和行政、同和教育のあり方について激しく対立します。

千代田町での解同と全解連の対立も支部結成の昭和52年から始まったのですが、さらに対立を決定的にしたのが「千代田高校 T 教諭問題」です。昭和55年5月、千代田町の一地区で水路の管理道の設置をめぐる、その地区で自治会長をしていた T 氏が同じ自治会内の同和地区の人に対して土地を譲って欲しいと言ったことが「差別だ」とされたのが問題の発端です。T 氏が千代田高校の教諭で共産党に近い人物であるということから差別者として糾弾闘争を始めます。

「この T 教諭が共産党の人物であり、かねがね、部落に対する差別キャンペーンを行ってきた人物であるだけに、自治会長の立場を利用して、同和地区民のひとりを取りあえず苦しめようとしたものと考えざるをえなかった」（県版503号）

これに対して全解連や共産党が、「差別ではない」と反対するチラシを作成して配ったりして T 氏を支援します。

解同は8月、千代田高校を糾弾します。千代田高校を糾弾したのは、T 教諭の言動の原因を個人にあるのではなく、それを取り巻く職場にあるとする行政闘争方針によるものです。

解同は千代田高校に続いて11月、千代田町も糾弾します。解同県連からは小森委員長・執行委員ら16名の他、千代田支部の同盟員、千代田地区労、千代田高校の階級労働者ら約200名が参加して糾弾します。町側は、町長、教育長の他に全課長が出席します。糾弾会には課長以上の管理職の出席が要求され、この千代田町の糾弾会でも全課長が出席しました。

三宅支部長から T 氏の言動について町の見解を求める追及に、町は「差別である」と認めます。さらに全解連や共産党の人々が配るチラシについても追及を受け、千代田町の「町広報」の特集号を発行し批判することを約束します。

千代田町は町で起きている T 氏の差別事件に加担して差別事件を煽っている全解連・共産党に対処するとして町広報誌「ちよだ」の特集号を12月8日、全町民、事業所を対象に配布します。

千代田町が全解連・共産党の人々の主張を否定し、同和行政から排除するという意思表示をしたのです。広報誌で、「一方的な見解によるチラシの配布」、チラシの発行者を「民主主義のルールを無視した行為」で「厳しく批判する」等、発行した全解連・共産党を非難します。八次小事件の三次市・上下町も市の広報誌に解同の主張に沿って岡田教諭を誹謗中傷する記事を掲載しましたが、これら両市町と同じように、行政が解同の圧力に屈してしまっています。

解同千代田支部は町行政に対し、今後さらに同和教育の充実を図ることを要求します。(県版501号)。町は解同の要求する同和教育を推進していくこととなります。

## ② 部落解放運動の態勢をつくった共闘会議の結成

「部落解放千代田共闘会議」を昭和56年4月に結成します。解同に不利益な言動をする人々を「差別者」として糾弾し孤立させ、それを支援する全解連や共産党の活動を「差別キャンペーン」と非難して孤立させていく。

共闘会議は千代田高校 T 氏の事件、全解連・共産党の反対運動が契機となって結成しました。解同千代田支部、千代田町地区労に結集する各労組、広教組、高教組、その他諸団体に組織しました。三宅支部長は「副議長」の任につきまます。こうして千代田町内にあるほぼすべての労組や職員団体を網羅して部落解放運動の闘争態勢をつくりあげられました。

5月に開いた第1回定期大会では、自治労千代田町職から「対町交渉の中で、解放行政の遅れと怠慢を明らかにした」ことを報告しています。(県版581号)。対町交渉するのは、部落問題解決はすべて行政の責任であるという考え方からで、例えば教育や就労などで遅れがあると、それを差別実態だと確認させ、差別が残っているのは行政の怠慢だと突き上げ迫及し、同和施策を要求するのです。全課長はこの厳しい対町交渉に出席を余儀なくされます。

## 3. 「糾弾権はない」「糾弾は私的制裁」「窓口一本化は違法」と、次々司法が下した判決

同対審答申、特措法を勝ち取った後の部落解放運動は、各地で要求闘争を組織し、行政闘争を展開していきませんが、その威力は絶大でした。解同組織を窓口として同和事業・施策を行政に執行させる「窓口一本化」で共産党を排除して事業の管理・分配を独占します。また差別事件は解同と「連携」して解同の糾弾闘争方式に沿って行うことを認めさせます。谷元信昭氏は、解同が糾弾闘争、行政闘争で組織拡大していくころの様子を「疾風怒濤の時代」「向かうところ敵なしの破竹の勢い」と表現して次のように記しています。

『『同対審』答申を武器にし、『3つの命題』で理論武装した部落解放運動の行政闘争や糾弾闘争は向かうところ敵なしの破竹の勢いで飛躍的な発展・・・』(戦後の部落解放運動)

しかし共産党を排除し、各自治体に強要した「窓口一本化」や彼らの意に沿わない者に「差別者」としてレッテルを貼り付けて行う「差別糾弾」行為は人権を蹂躪する恐喝・恫喝・暴力であるとして各地で訴えられ、そのほとんどで敗訴していきます。

また解同の要求した同和行政の「窓口一本化」も、行政の判断権を拘束する違法・無効なものであるとする判決が各地で次々と下されていきます。多数をたのんだ暴力と恫喝により自治体や議会を支配し、学校教育に介入したとして訴えられた訴訟を紹介します。

県警幹部警察官差別事件と解同が呼ぶ事件が起きるまでにどのようなことが起きていたのか。2 つ

目は、解同が起こした糾弾闘争に対して司法が次々と下した判決です。

### ① 福山市「窓口一本化訴訟」「窓口一本化は違法」と判決

福山市も解同と昭和45年8月に「窓口一本化」の確認を結びました。しかし訴訟で「福山市の制度は差別を持ち込む不合理な制度と認めざるを得ない」「違法である」と52年7月、広島地裁が判決を出します。(同和黒書1)

解同の「糾弾闘争」にも司法は次々と有罪判決を下します。

### ② 県立戸手商業高校暴力事件 暴力的「糾弾」に有罪判決

解同広島県連委員長の小森龍邦と県連新市支部長ら約30人が授業中の学校に集団で不法侵入して業務を妨害し、多人数で教員らに暴行を加えた「戸手商業高校事件」(昭和48年12月)も、昭和55年2月の地裁判決で小森龍邦に罰金3万円の支払いを命じます。58年3月に高裁は控訴を棄却し、58年10月、最高裁が上告を棄却して有罪が確定します。解同の運動方針に従わず、差別教育を行った旨の確認書を出さない同校に対して、執務中の職員室に乱入して暴力的な「糾弾」を白昼行ったという悪質な事件です。差別教育として学校に押し入った「糾弾」が暴力行為等処罰法により有罪判決が下され確定した事件です。

「自己の都合に相手は応ずるべきであるとの独善に陥って犯行を行ったもの」「犯行後もデッチ上げられた事件として、反省の情を毫も窺うことができない」と判じています。

### ③ 矢田事件(大坂) 糾弾は私的制裁、法は容認しないと断じた判決

糾弾権があるかないかを争った「矢田事件」も、昭和56年3月、大坂高裁(刑事裁判)が「糾弾権」を認めず、次のように判示して解同員らに懲役3年(執行猶予1年)の有罪判決を下します。

「(糾弾は)いきおい過酷となり、もはや私的制裁の域に入るのであり、法の到底容認し得ないところである。」

糾弾を私的制裁、つまりリンチであり、法が糾弾権を認めていないと明確にした判決です。解同らはこれを不服として上告しますが、最高裁は昭和57年3月、上告を棄却し、有罪が確定します。

矢田事件というのは、大阪市教組東南支部役員選挙で書記次長に立候補した木下教諭のあいさつ状が「差別文書」だと解同矢田支部が言いがかりをつけて教員らを拉致して監禁し、暴力的に長時間の糾弾をします。既に主体性を失っていた大阪市教委は木下氏らを免職しろとの解同からの不当な圧力に屈して転任処分や研修命令を発します。これらを違法として告訴したり、損害賠償を求めて訴訟を起こした事件です。

民事事件では1審の大坂地裁は、被告大阪市に1140万円の賠償を命じ、「あいさつ状は差別文書ではない」と判じます。(昭和54年10月)

「大阪市及び市教委は、同和教育の推進あるいは同和問題の解決を阻害するおそれのある文言を記載してあるものが差別文書であると主張するが、このような定義は極めて広範囲のものを包含し、どのような文言をもって、『阻害するおそれがある』ものにとらえるか明確に決定することが困難であるといわなければならない。」

「(同和問題の推進を進めるにあたってはさまざまな意見や理論的対立が存在するが)、特定の思想

なり運動方針に固執する者が、右のような差別文書の定義を採用するときは、差別文書の解釈、運用の仕方如何によって容易に反対意見を封ずる手段として利用され、同和教育の推進あるいは同和問題の解決に対する自由な批判・討論が不活発となり、右問題に対する開かれた、自由な雰囲気になくなって、ついには、一定の思想が独善に落ち込み、反対の理論ないし思想の存在、更にはその考えや思想に同調する人々の存在をも許さないという結果に陥ることになる。」

と、何が差別かということを特定の主観的立場から恣意的に判断することは同和問題の解決にとって著しい阻害要因になると、「あいさつ文は差別文書だ」と訴える大阪市の主張を退けます。

第2審の大坂高裁も1審を支持し、大阪市の控訴を棄却(昭和55年12月)します。上告審判決は昭和61年10月に出されます。最高裁は上告を棄却します。解同の暴力的「糾弾」闘争に屈し主体性を失った地方自治体や教育委員会が「差別」と判断して行った行為を違法と断じた判決です。

#### ④ 八鹿高校暴力事件(兵庫)「差別確認・糾弾」の名の下に行った集団暴力犯罪

昭和49年、兵庫県立八鹿高校で部落解放同盟員らが集団下校している教職員らを拉致して監禁し暴行を加えて約60名もの教師が重傷・負傷した教育史上最悪な集団暴力事件です。解同の路線と要求に従わない教員らを集団下校中の商店街の路上で襲撃し、校内に拉致して監禁し、「差別教育糾弾」と称して凶悪・凄惨・陰湿極まりない集団リンチを行い、瀕死の重傷者を含め29名もの教職員が入院する傷害を加えました。解同は「糾弾権」に基づく全員無罪を主張しますが、刑事事件裁判で神戸地裁は昭和58年12月、被告13人全員に有罪判決を下し「糾弾権」を否定します。

「本件糾弾の手段、方法は社会的に相当と認められる程度を明らかに越えており、また法益侵害の程度も重大であって、法秩序全体の見地からすると、逮捕監禁罪、強要罪の可罰的違法性を阻却することは到底いいがたい。」

昭和63年3月の大阪高裁も原審を支持し、控訴を棄却します。平成2年11月の最高裁も上告を棄却し、有罪が確定します。「確認・糾弾」は、解同の要求に反対しあるいは従わない人々を屈服させ、学校現場を支配下におさめるために起こした逮捕・監禁、強要、傷害等の暴力であると断じた判決です。

民事裁判でも平成2年3月、神戸地裁で慰謝料約3000万円の支払いを命じ、解同が敗訴します。

「(事件は)差別者の汚名を着せ徹底した私的制裁を加えて、解放同盟に対する無条件の屈服を迫った極めて悪質なもの」

「本件の発生につき、教職員の側に非難されるべき落ち度は全く認められない」

と断じます。平成4年7月、大坂高裁は控訴を棄却。平成8年2月、最高裁も上告を棄却します。

このように解同の糾弾闘争は多くの裁判で暴力事件として有罪判決が確定します。「糾弾は私的制裁」であり、「糾弾は法の到底容認し得ないところ」「糾弾は私的制裁」と決着します。福山市の他、各地で起こされた「窓口一本化」訴訟も次々と違法であるという判決を下します。(続く)